

北海道告示第11412号  
 漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第5条第1項第23号に掲げるかじき等流し網漁業について、制限措置を次のとおり定めた。  
 令和2年12月1日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						備考
(1) 漁業種類	(2) 操業区域		(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5) 船舶の総トン数	(6) 漁業を営む者の資格
かじき等流し網漁業	北海道沖合海域	<p>操業海域は、北海道沖合海域とする。ただし次の区域及び海域を除く。</p> <p>(1) 次に掲げる各点を順次に結ぶ直線、アから正北の線及びエから正南の線から成る線以東の海域</p> <p>ア 北緯41度10秒、東経144度59分46秒の点            イ 北緯41度10秒、東経142度59分47秒の点            ウ 北緯38度11秒、東経142度59分47秒の点            エ 北緯38度11秒、東経141度59分47秒の点</p> <p>(2) 次に掲げるアからウまでを順次に直線で結ぶ線、エからトまでを順次に直線で結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域</p> <p>ア 青森県西津軽郡深浦町雄作埼突端            イ 北海道松前郡松前町小島灯台            ウ 北海道松前郡松前町白神岬突端            エ 北海道函館市恵山岬突端            オ 北海道函館市恵山岬突端正東10海里の点            カ 青森県八戸市紋角突端正東35海里の点            キ 岩手県宮古市北ヶ崎突端正東10海里の点            ク 岩手県大船渡市首塔突端正東10海里の点            ケ 宮城県気仙沼市御塔突端正東10海里の点            コ 宮城県本吉郡南三陸町歌津埼突端正東10海里の点            サ 宮城県石巻市金華山頂上正東10海里の点            シ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東25海里の点            ス 福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東25海里の点            セ 福島県いわき市塩屋埼灯台正東25海里の点            ソ 茨城県ひたちなか市磯埼突端正東25海里の点            タ 千葉県鏡子市鏡子一ノ島灯台正東25海里の点            チ 千葉県鏡子市鏡子一ノ島灯台南東25海里の点            ツ 千葉県いすみ市太東埼突端南南東30海里の点            テ 千葉県南房総市野島埼灯台正南15海里の点            ト 千葉県南房総市野島埼灯台</p> <p>(3) 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線以南の海域</p> <p>ア 最大高潮時海岸線と千葉県南房総市野島埼灯台正南の線との交点            イ 千葉県南房総市野島埼灯台正南30海里の点            ウ 北緯30度15秒東経146度59分47秒の点</p> <p>(4) オホーツク海及び日本海            (5) 我が国の領海及び排他的経済水域以外の海域            (6) 北海道沿岸に設定された共同漁業権漁場区域</p>	周年	一 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数：38隻)	10トン以上で、申請のあったトン数以下。	北海道に住所を有する者